必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も ～北海道最低賃金～

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等含む。）に適用される北海道最低賃金が次のとおり改定されます。

最低賃金額　　時間額　　786円
効力発生年月日　　平成28年10月１日

○最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金及び時間外等割増賃金は算入されません。

○最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、最低賃金法違反として処罰されることがあります。

○特定の産業（「処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業」、「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・デバイス回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「船舶製造・修理業、船体ブロック製造業」）で働く者には北海道の特定（産業別）最低賃金が適用されます。

◎問い合わせ先

厚生労働省北海道労働局
☎011－709－2311（内3533）
留萌労働基準監督署　☎0164－42－0463

公証週間のお知らせ

10月１日（土）から10月７日（金）までは公証週間です。

公証人は、公証役場において遺言や大切な契約などの公正証書の作成、会社を設立する際の定款の認証などを行なっています。

公証人は、法務大臣によって任命される公務員です。

◆「遺言は公正証書で！」

公正証書遺言は、自筆遺言証書のように裁判所での検認は必要ありませんし、原本は公証役場で保存していますので、偽造・変造や紛失の心配もありません。

また、公証人が自宅や病院へ出向いて遺言書を作成することもできます。

公証制度の詳細については、公証役場又は法務局にお問い合わせください。

日本公証人連合会のホームページにおいても、公証制度を紹介していますので、ご利用ください。

◎問い合わせ先

○旭川公証人合同役場
旭川市６条通８丁目37番地22
☎0166－23－0098

○名寄公証役場
名寄市西１条南９丁目35
☎01654－3－3131

○旭川地方法務局
旭川市宮前１条３丁目３番15号
☎0166－38－1144

エゾシカ可猟期間中のお願いについて

平成28年度エゾシカ可猟区域の期間は、平成28年10月１日（土）～平成29年３月31日（金）となっています。

国有林への狩猟のための入林手続きの詳細については、下記ホームページをご確認下さい。

国有林では事故が発生することのないように、猟銃事故の防止及び残滓処理の徹底などマナーの遵守にご協力をお願いします。

また、狩猟期間中における国有林への入林は規制していますが、皆様のご理解とご協力をお願いします。

◎問い合わせ先

留萌南部森林管理署　☎42－2515
ＨＰ　http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/nyurin/syuryou_sinsei.html

「法の日」週間を迎えて

10月１日は、「法の日」です。「法の日」は、国民の皆さんに、法の役割や重要性について考えていただくきっかけになるようにと、裁判所、検察庁及び弁護士会の協議で提唱され、昭和35年、政府によって、「国をあげて法の尊重、基本的人権の擁護、社会秩序の確立の精神を高めるための日」として定められました。

「法の日」週間行事で、法を身近に感じてみませんか？

裁判所、法務省、検察庁及び弁護士会では、10月１日からの１週間を「法の日」週間とし、毎年、各種の行事を実施しています。

各地の裁判所の行事は、裁判所ウェブサイト（http://www.courts.go.jp/）や、各地の裁判所の総務課でご案内しています。

ぜひご参加いただき、法や裁判所を身近に感じる機会にしてください。

～ 旭川地方・家庭裁判所の行事のお知らせ ～

10月３日から10月７日の午前10時から午後４時まで、裁判所見学を受け付けます。同期間中は裁判所内でパネル展示も行います。

また、10月３日から10月31日まで（土日祝日除く）、団体やグループ等を対象とした出前講義を行います。講義の内容等の詳細は下記連絡先までお問い合わせください。

◎問い合わせ・申込先

旭川地方・家庭裁判所総務課文書係
☎0166－51－6255